

山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン業務委託契約書（案）

山梨県森林総合研究所（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、『山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン』（以下「普及啓発ゾーン」という。）の管理及び運営（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（委託の範囲）

第1条 甲は、次に掲げる普及啓発ゾーンの業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1）名称及び面積 山梨県森林総合研究所 普及啓発ゾーン 面積 12,982 m²

（2）所在地 南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1

（3）施設等の内容

ア 主な施設等の名称及び数量

森の教室（1棟、577 m²）、屋外便所（1棟）、東屋（1棟）、
駐車場（2面）、水飲施設（1基）、
芝生広場（1面、約900 m²）、ちびっこの森コース（860m）

イ 備品

別紙備品目録のとおり。

なお、委託期間内に甲が設置若しくは購入した施設、又は備品等の維持管理についても乙が受託するものとする。

（処理方法）

第2条 乙は、この契約書及び別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のほか、令和6年度山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン業務に係る企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）、募集要項添付資料（以下「添付資料」という。）、募集要項及び添付資料に係る質問と回答並びに業務受託者の公募に当たり乙が提出した企画提案書等（以下「企画提案書等」という。）に従って常に善良なる管理者の注意をもって業務を処理しなければならない。

2 この契約書、仕様書、募集要項及び添付資料並びに企画提案書等の間に矛盾又は食い違いがある場合は、この契約書、仕様書、募集要項及び添付資料、企画提案書等の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、企画提案書等において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、企画提案書等に示された水準によるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇円）とする。

2 委託料は前金払とし、支払時期及び支払額は、次の各号のとおりとする。ただし甲が特に必要と認めた場合は、この限りではない。乙は四半期毎に次の金額を書面により甲に請求する。

（1）契約締結時、第1四半期分として委託料の30%（100円未満切捨て）

金〇〇〇〇〇〇〇円

（2）7月に、第2四半期分として委託料の20%（100円未満切捨て）

金〇〇〇〇〇〇〇円

（3）10月に、第3四半期分として委託料の30%（100円未満切捨て）

金〇〇〇〇〇〇〇円

（4）1月に、第4四半期分として委託料の残額

金〇〇〇〇〇〇〇円

3 甲は、適正な請求書を受理した日から30日以内に、乙に対し委託料を支払うものとする。

4 甲は、第15条の業務調査の結果、乙の責めに帰すべき事由により委託業務の一部が実施されていないことが確認された場合には、既に支払った委託料の一部の返還を乙に請求することができる。

（支払遅延防止）

第5条 甲の責めに帰する事由により第4条の請求から支払期限までに委託料を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和22年法律第256号）第8条第1項の規定により、財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）を、支払金額に乗じて得た額とし、その端数計算については同条第2項の規定によるものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として〇〇〇〇〇〇〇円を納付するものとする。（但し、山梨県財務規則第109条の2に該当する場合は、甲は、山梨県財務規則第109条の2第〇号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。）

（延滞違約金）

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、仕様書第3の5（6）については、除外する。

（主担当者）

第10条 甲は、業務に関する主担当者を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。主担当者を変更したときも、同様とする。

（総括責任者）

第11条 乙は、業務の管理を行う総括責任者を定め、その氏名その他の必要な事項を甲に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる者とする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

（業務計画等）

第12条 乙は、契約の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した業務計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務運営体制
- (2) 業務分掌
- (3) 業務に係る収支予算
- (4) 緊急時連絡体制並びに緊急連絡網
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により提出した業務計画書を変更しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

（業務実績報告書）

第13条 乙は、委託契約を締結した年度の翌年度4月10日までに、また、契約が解除された場合は解除された日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 利用状況
- (2) 業務の実施状況
- (3) 業務に係る収支決算

(4) その他甲が必要と認める事項

(委託料の確定)

第14条 甲は、前条の規定により乙から業務実績報告書が提出されたときは、遅滞なく内容を審査し、契約内容に適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、これを乙に通知するものとする。

(業務調査)

第15条 甲は、乙の業務の処理状況について随時に調査、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して乙に必要な指示をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて経理書類その他の資料を提出するものとする。

(施設等の供与等)

第16条 甲は、乙が業務を処理するにあたって必要とする山梨県森林総合研究所試験研究ゾーンの施設及び設備を乙に供与するものとする。

2 甲は、乙が業務を処理するにあたって必要とする車両を乙の申し出により貸与することができるものとし、その自動車検査証の継続検査(車検)に係る手続及び経費負担は乙が行うこととする。

(施設の維持保全)

第17条 乙は、第1条により委託された施設等(以下「施設等」という。)を常に善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

(経費の負担)

第18条 甲は、次に掲げる経費を予算の範囲内において負担するものとする。

(1) 乙が業務を処理するにあたって必要とする普及啓発ゾーンの施設等に係る電気料、水道料並びに電話料。

(2) 施設等の大修繕に要する経費。

(3) 第16条第2項により貸与した車両の修理に要する経費。ただし、第16条第2項の継続検査と同時に修理する場合及び乙の責めに帰する場合を除く。

(4) その他甲が特に認めた経費。

(遵守事項)

第19条 乙は、施設等の管理について、関係法令、条例、規則及び甲の指示を遵守しなければならない。

2 乙は、仕様書第1の1「基本方針」を十分理解して運営するとともに、利用者の安全確保に努めなければならない。

(契約内容の変更)

第20条 契約締結後において、中央新幹線建設工事、新型コロナウイルス感染症対応、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変及び施設管理方針の変更等により契約内容が著しく不相当と認められる場合は、甲乙協議の上、委託料、契約期間その他の契約内容を変更することができるものとする。

(契約の解除等)

第21条 甲が、施設の全部又は一部の損壊、あるいはその他の理由により業務の運営に支障があると認め、その運営につき中止を指示したときは、乙はこれに従うものとする。この場合、甲は、中止期間の委託料の支払いを停止し、若しくは乙に返還を命ずることができるものとする。

2 乙が、その責めに帰すべき事由によって、甲が指定する返納期限までに委託料を返還しない場合は、遅延日数に応じ、当該金額に支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払うものとする。ただし、延滞違約金の額が100円未満であるときは、この限りではない。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) この契約の解除の申出があったとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 5 第2項の規定により契約が解除された場合には、乙は甲にその損失の補償を求めることはできない。

（返還）

第22条 乙は、前条の規定により契約を解除された場合は、直ちに施設等を甲に返還しなければならない。

（事故等の処理）

第23条 乙は、業務の遂行に重大な支障をきたし、又はきたす恐れがある事故等が発生した場合は、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。

2 乙は、施設等に異常が生じたときは、直ちに甲に届けなければならない。

（賠償義務）

第24条 乙は、その責に帰すべき理由により、施設を滅失し、若しくはき損したときは、これらを原状に復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（経理及び書類の整備）

第25条 乙は、本業務と本業務以外の業務を区分して経理しなければならない。この場合において、本業務に係る金銭については、専用の口座で管理するものとする。

2 前項の業務に係る会計書類は、業務年度終了後5年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第26条 業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第27条 乙は、業務を通じて取扱う個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 甲は、乙及び業務に従事する者が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める義務に違反したときは、乙に必要な措置を指示することができる。

（信義等）

第28条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（その他）

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1
山梨県森林総合研究所 所長 ○○ ○○

乙